

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく一般行政事務の執行について（行政監査）

2 行政監査のテーマ

行政財産の目的外使用許可について

3 監査の目的

地方公共団体の所有に属する公有財産は、行政財産と普通財産があり、このうち地方公共団体が公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産が行政財産である。

行政財産は、地方自治法第238条の4第1項において、貸付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができないと規定されているが、同条第7項において、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる規定されている。

行政財産の目的外使用許可については、四日市市公有財産規則、四日市市公有財産事務取扱規程及び四日市市使用料及び加入金の徴収に関する条例に基づき事務が執行されている。

行政財産の目的外使用の許可に係る事務は全庁的に多くの部局で執行されていることから、その事務の状況を把握し、目的外使用許可の手続き、使用料の算定、徴収、減免等の事務を調査・検証することにより、今後の適正な事務執行に資することを目的とする。

4 監査の着眼点

- ・目的外使用許可手続きは適正か。
- ・目的外使用料の算定及び徴収は適正か。
- ・目的外使用料の減免の手続きは適正か。
- ・行政財産本来の目的を妨げていないか。
- ・許可内容と実際の使用状況と相違していないか。
- ・使用状況の実査を行っているか。また、その記録を文書にして残しているか。

5 監査の対象

全部局（水道事業、下水道事業、市立四日市病院事業を除く）を対象に調査票の提出を求め、概要調査を行い、その結果に基づいて抽出した8所属を監査の対象とした。

6 監査の期間

平成25年11月21日から平成26年2月4日まで

7 監査の実施方法

（1）全部局対象調査

全部局（水道事業、下水道事業、市立四日市病院事業を除く）に対し調査票の提出を求め、全体の概要調査を実施した。

主な調査項目は以下のとおりである。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (a) 許可財産 | (g) 使用許可期間 |
| (b) 使用許可相手方 | (h) 使用料の算定額 |
| (c) 使用許可日 | (i) 使用料減免の有無 |
| (d) 使用目的 | (j) 減免理由 |
| (e) 使用許可の数量 | (k) 光熱水費等の負担 |
| (f) 使用許可基準 (公有財産規則) | (l) 使用状況の実査 |

(2) 抽出による監査

全体の概要調査に基づき 8 所属を抽出し、関係書類の調査、担当所属へのヒアリング及び一部については現地調査を行い、監査を実施した。

第 2 監査対象事務の概要

行政財産と目的外使用について

1 行政財産とは

地方自治法第 2 3 7 条において、「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金と規定されている。このうち公有財産は、地方自治法第 2 3 8 条第 1 項各号に規定されており、主なものは、不動産、地上権、著作権、国債、出資による権利等であり、また、同条第 3 項において、行政財産と普通財産に分類されている。

「行政財産」とは、地方自治法第 2 3 8 条第 4 項において「普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう。」と規定されている。

行政財産は、地方公共団体がその事務又は事業を執行するため、直接使用することを本来の目的とした公用に供する財産である公用財産（庁舎等）と、住民の一般的共同利用に供することを本来の目的とした公共の用に供する財産である公共用財産（公園、道路又は学校等）とに分類されている。

また、公用又は公共用に供することと決定した財産とは、まだ実際には公用又は公共用に供されていないが、将来公用又は公共用の目的に供すべきことを決定した財産をいい、道路や公園の予定地等がこれに該当する。

2 行政財産の目的外使用許可及び許可期間について

行政財産は、原則として本来の用途や目的に使用しなければならないが、本来の用途や目的外に使用されても本来の用途や目的を妨げない場合や、さらに、行政財産の効率的利用の見地からみて使用を認めることが適当な場合もあることから、地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 7 項において、「行政財産は、その本来の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」としている。

本市においても、公有財産規則第 5 条各号のいずれかに該当する場合に限り使用を許可している。

また、使用許可の期間については、公有財産規則第 7 条により原則として 1 年以内とするとしているが、ただし書により、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでないとしている。

3 行政財産の使用料の徴収及び減免について

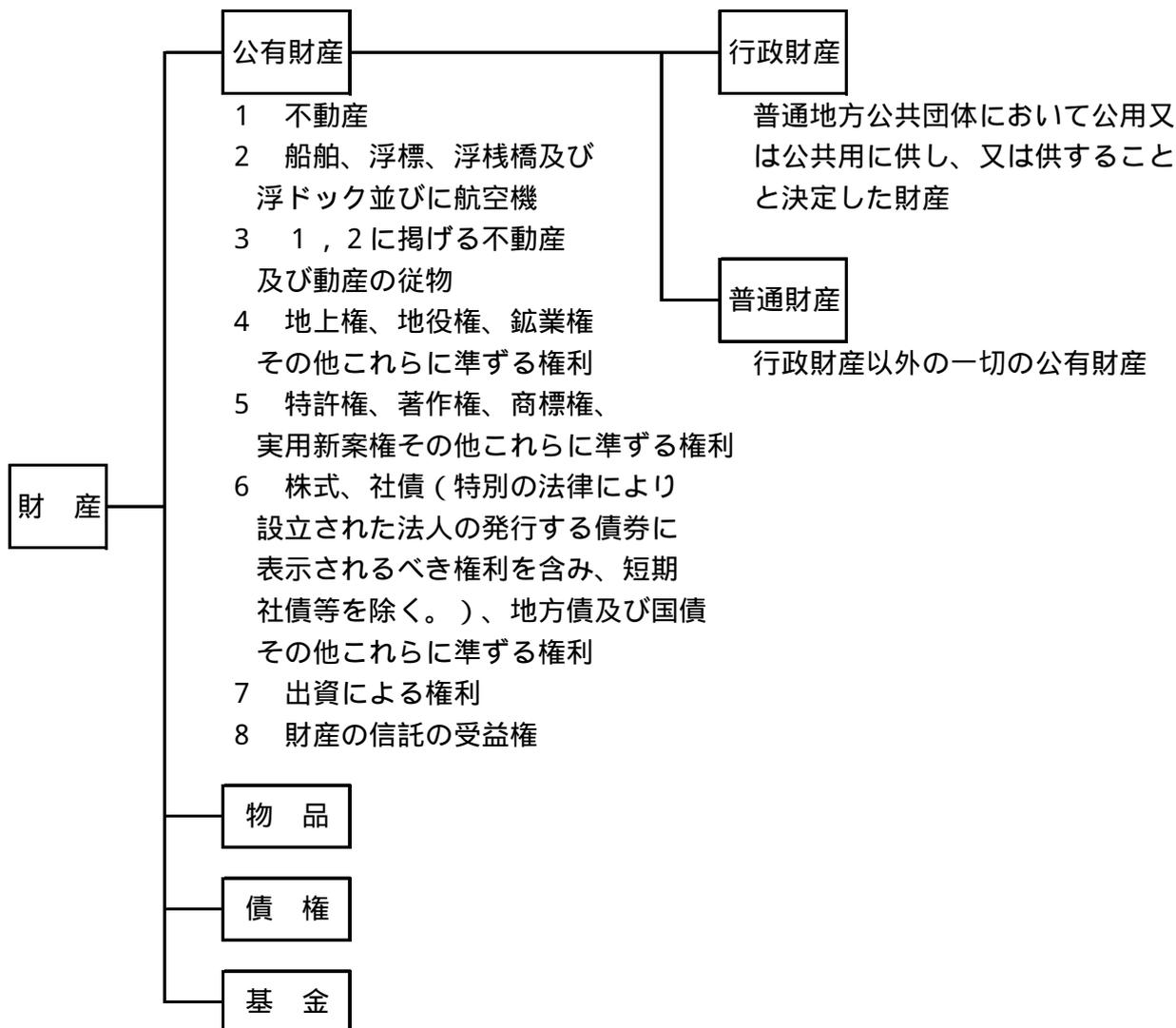
地方自治法第225条において「普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」としている。

本市においては、公有財産規則第10条により使用料の納付について定めており、使用料及び加入金の徴収に関する条例第3条により使用料の額について定めている。

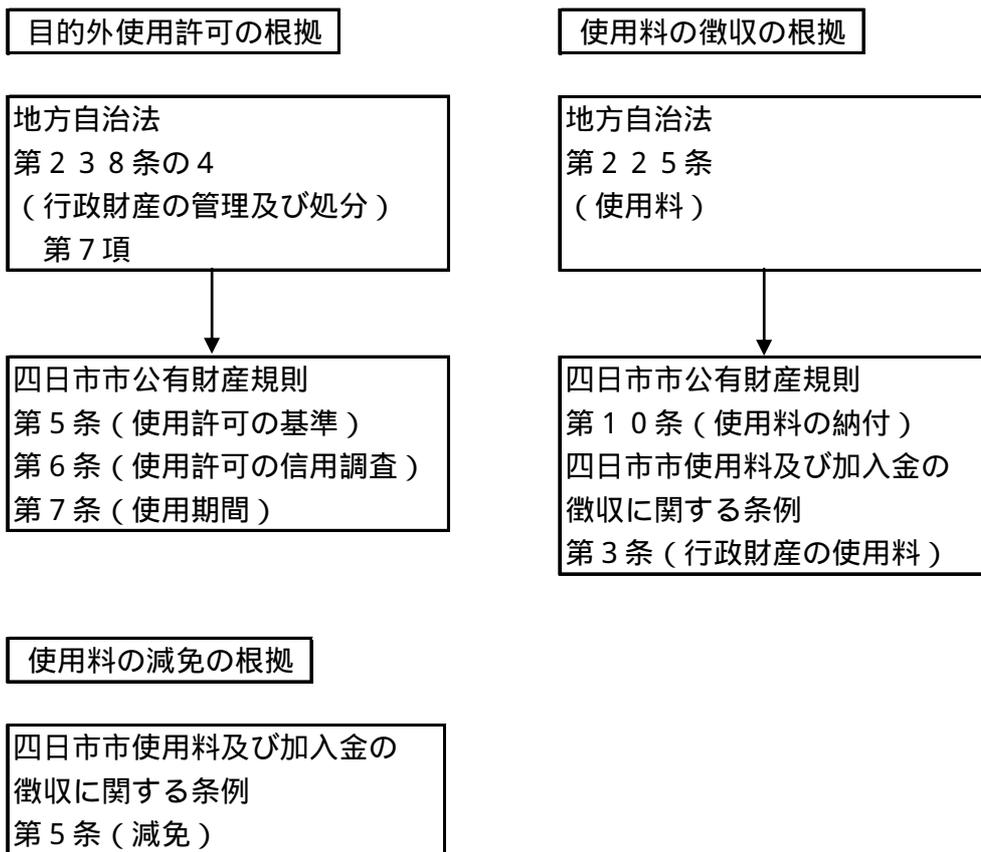
また、使用料及び加入金の徴収に関する条例第5条により市長は、必要と認めるときは、使用料若しくは加入金を減免することができるとしている。

本市における「財産の分類」と「行政財産の目的外使用許可に関する各法令等の関係」を図に示すと以下のとおりである。

財産の分類



行政財産の目的外使用許可に関する各法令等の関係



第3 監査対象の概要

本市における行政財産の目的外使用許可の状況について

1 全部局対象調査の概要

全部局(水道事業、下水道事業、市立四日市病院事業を除く)を対象とし、平成24年4月1日から平成25年3月31日の間に使用許可しているものについて調査票にて調査を実施した。調査の結果、26所属、624件の使用許可について回答があった。その結果明らかとなった本市の行政財産の目的外使用許可の状況は、以下のとおりである。

(1) 使用許可件数

所管部課別の使用許可件数は表 1 のとおりである。

表 1 所管部課別の使用許可件数 (単位 : 件、%)

部 課 名	土 地	建 物	土 地・ 建 物	合 計	部局別 構成比	
総 務 部	7	0	0	7	1.1	
財政経営部	4	55	0	59	9.5	
市民文化部	市民生活課	41	48	0	89	14.3
	文化国際課	0	3	0	3	0.5
	あさけプラザ	3	2	0	5	0.8
	楠総合支所	7	10	0	17	2.7
健康福祉部	健康福祉課	1	5	0	6	1.0
	障害福祉課	3	0	0	3	0.5
	健康づくり課	0	4	0	4	0.6
	食品衛生検査所	2	0	0	2	0.3
こども 未 来 部	こども未来課	12	1	0	13	2.1
	保育幼稚園課	1	0	0	1	0.2
商工農水部	商業勤労課	1	6	0	7	1.1
	農水振興課	1	0	0	1	0.2
	農業センター	0	2	0	2	0.3
	けいりん事業課	3	9	2	14	2.2
環 境 部	20	12	0	32	5.1	
都市整備部	道路整備課	11	0	0	11	1.8
	道路管理課	2	0	0	2	0.3
	市営住宅課	68	43	0	111	17.8
教育委員会 事 務 局	教育施設課	194	23	0	217	34.8
	スポーツ課	0	3	0	3	0.5
	図書館	0	2	0	2	0.3
	博物館	0	4	0	4	0.6
消 防 本 部	2	5	0	7	1.1	
上下水道局	2	0	0	2	0.3	
合 計	385	237	2	624	100	
区分ごとの割合	61.7	38.0	0.3	100		

注 土地・建物については1件の使用許可で、土地と建物を同時に許可したものである。

電柱・電話柱等に係るものは含まれていない。(別途参考調査により調査、以下同じ)

平成 24 年度中に行った行政財産の目的外使用許可件数は 624 件で、内訳は土地が 385 件 (61.7%)、建物が 237 件 (38.0%)、土地・建物両方が 2 件 (0.3%) である。

所管部課別の使用許可件数でみると、教育施設課の 217 件 (34.8%)、市営住宅課の 111 件 (17.8%)、市民生活課の 89 件 (14.3%) の順となっている。

(2) 使用許可の基準別許可状況

行政財産の使用を許可することができる場合として、四日市市公有財産規則第5条第1号から第5号において基準を定めている。

基準別の許可件数は表2のとおりである。

表2 使用許可の基準別許可件数

(単位：件)

使用許可の基準		土地	建物	土地・建物	合計
四日市市公有財産規則 第5条	(1) 公の施設の利用者、職員等当該施設を利用し、又は使用する者のため、食堂、売店その他の厚生施設を設置する場合	4	25	0	29
	(2) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として極めて短期間使用させる場合	0	0	0	0
	(3) 運輸事業、電気事業又はガス事業その他の公益事業の用に供することがやむを得ないと認められる場合	14	3	0	17
	(4) 国、地方公共団体その他公共団体等において公用又は公共用に供するため特に必要と認められる場合	269	98	0	367
	(5) 前各号に掲げるもののほか、市の行政上適当と認められる場合	98	111	2	211
合 計		385	237	2	624

(3) 使用目的・用途別の許可状況

使用許可している物件を使用目的・用途別に分類すると表3のとおりである。

表3 使用目的・用途別許可件数

(単位：件、%)

使用目的・用途区分	土地	建物	土地・ 建物	合計	用途別 構成比
携帯電話無線基地局	0	4	0	4	0.6
ケーブルテレビ等受信機器類の設置	0	1	0	1	0.2
行政各種機器類・観測施設等の設置	13	13	0	26	4.2
事務所・事務室	3	84	0	87	13.9
食堂・喫茶室・売店	3	17	0	20	3.2
資材・物品置場	19	12	0	31	5.0
A T Mコーナー	1	1	0	2	0.3
郵便差出箱・公衆電話ボックス	3	3	0	6	1.0
自動販売機	4	15	2	21	3.4
作業施設・倉庫・駐車場	122	22	0	144	23.1
上下水道設備・ガス供給施設	29	0	0	29	4.6
石像・記念碑・看板・広告塔	19	6	0	25	4.0
子ども広場	13	0	0	13	2.1
ごみ集積所	34	2	0	36	5.8
活動用具・備品等の保管	19	3	0	22	3.5
団体・クラブ等の活動場	16	44	0	60	9.6
学童保育関連施設	8	3	0	11	1.8
会議室・展示室	2	5	0	7	1.1
公共基準点等	19	1	0	20	3.2
工事等に伴う敷地の利用	5	0	0	5	0.8
防災井戸、防火水槽	11	0	0	11	1.8
照明灯、防犯外灯	24	1	0	25	4.0
その他	18	0	0	18	2.9
合計	385	237	2	624	100
区分ごとの割合	61.7	38.0	0.3	100	

使用目的・用途別許可件数で見ると、作業施設・倉庫・駐車場144件(23.1%)、事務所・事務室87件(13.9%)、団体・クラブ等の活動場60件(9.6%)の順となっている。

また、使用目的・用途を所管部課別に分類すると表4のとおりである。

表4 所管部課別・用途別の使用許可状況

(単位:件、%)

使用目的・用途区分 所管部課名	基地局	携帯電話無線	受信機器類の設置	ケーブルテレビ等	観測施設等の設置	行政各種機器類・事務所・事務室	売店・喫茶室・食堂・喫茶室	資材・物品置場	ATMコーナー	郵便差出箱・公衆電話ボックス	自動販売機	駐車場	作業施設・倉庫	上下水道設備・ガス供給設備	看板・広告塔	石像・記念碑	子ども広場	ごみ集積所	活動用具・備品等の保管	団体・クラブ等の活動場	学童保育関連施設	会議室・展示室	公共基準点等	の利利用	工事等に伴う敷地の利用	水槽	防災井戸、防火	照明灯、防犯外灯	その他	合計	
																															総務部
財政経営部	管財課	3	0	3	29	4	0	1	0	7	2	1	5	0	2	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	59	
市民文化部	市民生活課	0	0	6	30	0	11	0	6	0	20	6	4	0	0	0	0	0	0	3	0	1	1	0	0	0	0	1	89		
	文化国際課	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
	あさけプラザ	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	5			
	楠総合支所	0	0	2	2	0	0	1	0	4	3	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	17		
健康福祉部	健康福祉課	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6		
	障害福祉課	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
	健康づくり課	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4		
	食品衛生検査所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2		
子ども未来部	こども未来課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	7	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	13		
	保育幼稚園課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
商工農水部	商業勤労課	0	0	0	3	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7		
	農水振興課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1			
	農業センター	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
	けいりん事業課	0	0	1	1	7	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	14		
環境部	生活環境課	0	0	0	4	2	0	0	0	3	8	3	3	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	0	0	0	0	3	32		
都市整備部	道路整備課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	11		
	道路管理課	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
	市営住宅課	0	0	1	1	0	14	0	0	0	14	0	5	6	18	0	43	0	0	0	0	0	1	0	3	5	111				
教育委員会事務局	教育施設課	0	0	10	1	0	4	0	0	84	18	5	0	8	19	5	10	0	15	0	10	20	8	217							
	スポーツ課	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3			
	図書館	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2			
	博物館	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4			
消防本部	総務課	0	0	3	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7		
上下水道局管理課	総務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2			
合計		4	1	26	87	20	31	2	6	21	144	29	25	13	36	22	60	11	7	20	5	11	25	18	624						
用途別の割合		0.6	0.2	4.2	13.9	3.2	5.0	0.3	1.0	3.4	23.1	4.6	4.0	2.1	5.8	3.5	9.6	1.8	1.1	3.2	0.8	1.8	4.0	2.9	100						

注 その他とは、保育園・児童館敷地(4件)、法人施設進入路等道路(3件)、鉄塔敷(3件)、バス停留所上屋(2件)などである。

使用目的・用途を所管部課別で見ると、もっとも多い作業施設・倉庫・駐車場144件のうち、教育施設課が84件となっており、この主なものは学校敷地内への防災倉庫の設置である。事務所・事務室87件のうち、市民生活課が30件となっており、この主なものは地区市民センター内での団体事務室である。団体・クラブ等の活動場60件のうち、市営住宅課が43件となっており、この主な理由は市営住宅内での自治会集会所である。

(4) 使用者別の使用許可状況

使用許可した行政財産をその使用者別に区分すると、その状況は表5のとおりである。

表5 所管部課別・使用者別の使用許可件数 (単位: 件、%)

使用者別 所管部課名		公共団体		公共的 団 体	公 益 事 業 者	一 般 企 業 等	個人	その他	合計
		四日市市	その他						
総 務 部	人権・同和政策課	0	0	7	0	0	0	0	7
財政経営部	管 財 課	0	2	25	6	26	0	0	59
市民文化部	市 民 生 活 課	0	4	78	4	1	0	2	89
	文 化 国 際 課	0	0	3	0	0	0	0	3
	あさけプラザ	2	1	1	0	1	0	0	5
	楠 総 合 支 所	0	0	12	2	1	0	2	17
健康福祉部	健 康 福 祉 課	0	0	4	0	2	0	0	6
	障 害 福 祉 課	0	0	3	0	0	0	0	3
	健 康 づ くり 課	0	0	0	0	4	0	0	4
	食 品 衛 生 検 査 所	0	0	0	0	2	0	0	2
こ ども 未 来 部	こども未来課	1	0	9	3	0	0	0	13
	保 育 幼 稚 園 課	0	0	1	0	0	0	0	1
商工農水部	商 業 勤 労 課	0	0	7	0	0	0	0	7
	農 水 振 興 課	0	1	0	0	0	0	0	1
	農 業 セ ン タ ー	0	0	1	0	1	0	0	2
	けいりん事業課	0	0	4	1	3	6	0	14
環 境 部	生 活 環 境 課	0	0	23	6	3	0	0	32
都市整備部	道 路 整 備 課	0	0	10	0	1	0	0	11
	道 路 管 理 課	0	0	2	0	0	0	0	2
	市 営 住 宅 課	0	1	107	2	1	0	0	111
教育委員会 事 務 局	教 育 施 設 課	93	15	56	10	18	1	24	217
	ス ポ ー ツ 課	0	0	1	2	0	0	0	3
	図 書 館	0	0	0	0	2	0	0	2
	博 物 館	0	0	0	0	3	1	0	4
消 防 本 部	総 務 課	0	0	2	4	1	0	0	7
上 下 水 道 局	総 務 課	0	1	0	0	1	0	0	2
合 計		96	25	356	40	71	8	28	624
区 分 ご と の 割 合		15.4	4.0	57.1	6.4	11.4	1.3	4.5	100

注 ・公共団体のその他とは、国及び他の地方公共団体である。

・公共的団体とは土地改良区、自治会、PTA、NPO法人、財団法人、社団法人、社会福祉協議会等公共的活動を行う団体等である。

・公益事業者とは、電力供給、通信事業、ガス供給等の公益事業を行う事業者である。

使用者別の使用許可状況は、公共的団体356件(57.1%)、公共団体(四日市市)96件(15.4%)、一般企業等71件(11.4%)の順となっている。この使用者を所管部課別で見ると、公共的団体については市営住宅課が107件と多く、この主なものは市営住宅内のゴミ集積所、集会所等自治会の使用によるものである。また、公共団体(四日市市)については教育施設課が93件となっており、これは学校敷地内への防災倉庫及び看板設置等に係るものが主なものである。一般企業等については管財課が26件となっており、これは市役所庁舎内でのシステム運用委託等に係るものが主なものである。

(5) 新規・継続別の使用許可状況

使用許可した行政財産を新規・継続・変更の別に区分すると、その状況は表6のとおりである。

表6 所管部課別・新規継続変更別の使用許可件数 (単位：件、%)

所管部課別	新規継続別				合計	部局ごとの割合
	新規	継続	変更	合計		
総務部	人権・同和政策課	6	1	0	7	1.1
財政経営部	管財課	10	47	2	59	9.5
市民文化部	市民生活課	18	70	1	89	14.3
	文化国際課	0	3	0	3	0.5
	あさけプラザ	2	3	0	5	0.8
	楠総合支所	0	17	0	17	2.7
健康福祉部	健康福祉課	2	4	0	6	1.0
	障害福祉課	0	3	0	3	0.5
	健康づくり課	0	4	0	4	0.6
	食品衛生検査所	1	1	0	2	0.3
こども未来部	こども未来課	2	11	0	13	2.1
	保育幼稚園課	0	1	0	1	0.2
商工農水部	商業勤労課	0	7	0	7	1.1
	農水振興課	0	1	0	1	0.2
	農業センター	0	2	0	2	0.3
	けいりん事業課	1	13	0	14	2.2
環境部	生活環境課	3	29	0	32	5.1
都市整備部	道路整備課	5	6	0	11	1.8
	道路管理課	0	2	0	2	0.3
	市営住宅課	25	86	0	111	17.8
教育委員会 教育事務局	教育施設課	38	179	0	217	34.8
	スポーツ課	0	3	0	3	0.5
	図書館	0	2	0	2	0.3
	博物館	1	3	0	4	0.6
消防本部	総務課	3	4	0	7	1.1
上下水道局	総務課	2	0	0	2	0.3
合計		119	502	3	624	100
区分ごとの割合		19.1	80.4	0.5	100	

使用許可した行政財産は、新規119件(19.1%)、継続502件(80.4%)、変更3件(0.5%)となっている。新規については教育施設課が38件と多く、この主なものは学校敷地内での避難誘導照明設置や防災井戸設置等である。継続については教育施設課179件、市営住宅課86件の順となっている。教育施設課では学校敷地内での防災倉庫設置に係る使用許可の更新が主なものであり、市営住宅課では市営住宅内でのゴミ集積所や自治会集会所の使用許可の更新が主なものである。

(6) 使用期間別の状況

所管部課ごとに使用許可した期間を分類すると、その状況は表7のとおりである。

表7 所管部課別・使用期間別の使用許可件数 (単位：件、%)

使用期間別 所管部課別		1ヶ月 未満	半年 以内	1年 以内	3年 以内	5年 以内	5年 以上	当該施設 の存続す る日まで	合計
総務部	人権・同和政策課	1	1	5	0	0	0	0	7
財政経営部	管財課	3	5	41	5	5	0	0	59
市民文化部	市民生活課	1	0	38	9	41	0	0	89
	文化国際課	0	0	3	0	0	0	0	3
	あさけプラザ	0	0	2	1	2	0	0	5
	楠総合支所	0	2	13	0	2	0	0	17
健康福祉部	健康福祉課	0	0	6	0	0	0	0	6
	障害福祉課	0	0	3	0	0	0	0	3
	健康づくり課	0	0	0	4	0	0	0	4
	食品衛生検査所	0	2	0	0	0	0	0	2
こども未来部	こども未来課	0	0	1	0	12	0	0	13
	保育幼稚園課	0	0	0	0	1	0	0	1
商工農水部	商業勤労課	0	0	6	0	1	0	0	7
	農水振興課	0	0	0	0	1	0	0	1
	農業センター	0	0	2	0	0	0	0	2
	けいりん事業課	0	0	12	0	2	0	0	14
環境部	生活環境課	0	0	19	1	12	0	0	32
都市整備部	道路整備課	2	1	7	0	1	0	0	11
	道路管理課	0	0	2	0	0	0	0	2
	市営住宅課	1	3	107	0	0	0	0	111
教育委員会 事務局	教育施設課	0	0	47	50	110	1	9	217
	スポーツ課	0	0	3	0	0	0	0	3
	図書館	0	0	2	0	0	0	0	2
	博物館	1	0	1	2	0	0	0	4
消防本部	総務課	0	0	3	1	3	0	0	7
上下水道局	総務課	2	0	0	0	0	0	0	2
合計		11	14	323	73	193	1	9	624
使用期間別の割合		1.8	2.2	51.8	11.7	30.9	0.2	1.4	100

使用期間別にみると、半年を超え1年以内の使用期間のものが323件(51.8%)、3年を超え5年以内の使用期間のものが193件(30.9%)となっている。

(7) 使用料の徴収状況

使用料の徴収、減免の許可件数は表 8 のとおりである。

表 8 使用料の取扱区分別許可件数

区 分	許可件数 (件)	構成比 (%)
全 額 徴 収	116	18.6
一 部 減 免	16	2.6
全 額 減 免	492	78.8
合 計	624	100

(8) 光熱水費等の取扱状況

諸設備の使用において必要な光熱水費等の取扱状況は表 9 のとおりである。

表 9 光熱水費等の取扱別許可件数

区 分	許可件数 (件)	構成比 (%)
市 負 担	82	13.1
相 手 方 負 担	218	34.9
負 担 な し	324	51.9
合 計	624	100

(光熱水費等が発生しない)

(9) 使用状況の実査状況

使用許可の内容と実際の使用状況と相違がないかの実地調査の状況は表 1 0 のとおりである。

表 1 0 使用状況の実査状況

区 分	許可件数 (件)	実査記録を文書で残している件数 (件)
実査あり	308	4
実査なし	316	
合 計	624	4

(1 0) 参考調査について

今回の監査において、電力会社や通信会社等による電柱等の使用許可については、定例的なものが多く、件数も多いことから、監査対象から除外し、詳細な調査は行わなかったが、市全体の使用許可状況を把握する必要があることから参考調査として、件数と金額のみを各所属から報告を求めたものである。

許可相手方別の使用許可状況については表 1 1 のとおりである。

表 1 1 許可相手方別使用許可状況

許可相手方	許可件数 (件)	内 訳											使用料額 (円)	
		電柱 (本柱) (本)	電話柱 (本)	支線 (条)	支線柱 (本)	支柱 (本)	共架電線 (本)	管路 (m)	郵便差出箱 (㎡)	公衆電話 (㎡)	ガス整圧器 設置 小屋 (㎡)	架空ケ ーブル (m)		電気通信事業用回線 中継施設 (基)
中部電力(株)	488	486	0	469	35	57	1	0	0	0	0	0	0	1,434,380
西日本電信電話(株)	217	147	94	287	24	26	0	0.4	0	22.15	0	0	0	813,217
C T Y(株)	18	18	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	191,009
東邦瓦斯(株)	9	0	0	0	0	0	0	246.8	0	0	21.45	0	0	37,366
郵便事業(株) (日本郵便(株))	8	0	0	0	0	0	0	0	3.75	0	0	0	0	6,210
(社福)四日市市 社会福祉協議会	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1.11	0	0	0	0
(財)四日市市まち づくり振興事業団	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
古川学園	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	328
日本トーター(株)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.26	0	0	0	0
丸紅アクセスソリュー ションズ(株)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	0	1,166
合 計	745	651	94	756	59	83	3	247.2	3.75	25.52	21.45	106	1	2,483,676

平成 2 4 年度中に行った電柱等に係る行政財産の目的外使用許可件数は 7 4 5 件で、今回監査対象とした使用許可件数 6 2 4 件と合わせると平成 2 4 年度中に行った市全体の使用許可件数は 1 , 3 6 9 件である。

また、所管部課別の使用許可状況については表12のとおりである。

表12 所管部課別使用許可状況

所管部課	許可件数(件)	内 訳												使用料額(円)	
		電柱(本柱)(本)	電話柱(本)	支線(条)	支線柱(本)	支柱(本)	共架電線(本)	管路(m)	郵便差出箱(m ²)	公衆電話(m ²)	ガス整圧器設置小屋(m ²)	架空ケーブル(m)	電気通信事業用回線中継施設(基)		
総務部	人権・同和政策課	41	19	0	17	3	1	0	59	0	0	0	0	0	42,986
財政経営部	管財課	4	0	0	0	0	0	0	0.4	0	4.32	0	0	0	0
市民文化部	市民生活課	17	11	11	21	3	1	0	0	0.5	8.21	0	0	0	55,214
	文化国際課	5	8	0	4	0	1	2	0	0	2.39	0	0	0	17,053
	あさけプラザ	4	1	0	1	0	0	0	0	0.25	4.92	6.48	0	0	12,591
	楠総合支所	7	5	0	0	0	1	0	0	1	3	0	0	0	8,490
健康福祉部	健康福祉課	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	障害福祉課	4	7	0	6	4	1	0	0	0	0	0	0	0	17,182
こども未来部	こども未来課	6	32	0	12	1	9	0	0	0	0	0	0	0	35,662
	保育幼稚園課	16	9	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	24,082
商工農水部	商業勤労課	2	5	0	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	9,000
	工業振興課	6	41	0	44	2	8	0	0	0	0	0	0	0	105,082
	農水振興課	11	6	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	10,800
	農業センター	23	7	3	10	2	1	0	0	0	0	0	0	0	27,982
	食肉センター・食肉市場	1	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3,600
	けいりん事業課	2	4	0	1	0	3	0	0	0	0.26	0	0	0	7,200
環境部	環境保全課	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	82
	生活環境課	14	62	0	42	1	11	0	0	0	0	0	0	0	131,400
都市整備部	道路整備課	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,600
	市街地整備公園課	12	4	4	6	1	0	0	127.8	0	0	0	0	0	510,098
	道路管理課	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000
	市営住宅課	530	194	75	226	12	20	0	26	0	0	5.1	106	0	618,324
教育委員会事務局	教育施設課	11	201	0	311	27	18	0	34	2	2.42	9.87	0	1	775,148
	社会教育課	5	6	1	7	0	2	1	0	0	0	0	0	0	12,300
	スポーツ課	2	11	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,600
	図書館	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	博物館	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,800
消防本部	総務課	13	9	0	14	0	1	0	0	0	0	0	0	0	24,000
上下水道局	総務課	2	3	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,400
合計		745	651	94	756	59	83	3	247.2	3.75	25.52	21.45	106	1	2,483,676

所管部課別の使用許可件数でみると、市営住宅課の530件、人権・同和政策課の41件、農業センターの23件の順となっている。

今回監査対象とした使用許可件数と合わせると市営住宅課の641件、教育施設課228件、市民生活課106件の順となる。

2 抽出による監査の概要

全部局（水道事業、下水道事業、市立四日市病院事業を除く）を対象として行った概要調査に基づき、8所属、使用許可件数129件を抽出して関係書類の調査、担当所属へのヒアリング及び一部については現地調査を行い、監査を実施した。対象部局は次のとおりである。

都市整備部 市営住宅課（全件、使用許可件数111件）

教育委員会事務局 教育施設課（学童保育関連施設として使用許可しているもの、使用許可件数10件）

書面監査（以下、駐車場として使用許可しているもの）

総務部 人権・同和政策課（使用許可件数1件） 市民文化部 楠総合支所（使用許可件数1件）

商工農水部 商業勤労課（使用許可件数1件） 環境部 生活環境課（使用許可件数1件）

都市整備部 道路整備課（使用許可件数3件） 上下水道局管理部 総務課（使用許可件数1件）

表3「使用目的・用途別許可件数」の区分による監査対象の内訳については表13のとおりである。

表13 使用許可のうち監査対象における使用目的別の許可件数

使用目的・用途区分	（表3）使用許可		うち監査対象		抽出率
	合計	構成比	合計	構成比	
携帯電話無線基地局	4件	0.6%	件		0%
ケーブルテレビ等受信機器類の設置	1件	0.2%	件		0%
行政各種機器類・観測施設等の設置	26件	4.2%	1件	0.8%	3.8%
事務所・事務室	87件	13.9%	1件	0.8%	1.1%
食堂・喫茶室・売店	20件	3.2%	件		0%
資材・物品置場	31件	5.0%	14件	10.9%	45.2%
A T Mコーナー	2件	0.3%	件		0%
郵便差出箱・公衆電話ボックス	6件	1.0%	件		0%
自動販売機	21件	3.4%	件		0%
作業施設・倉庫・駐車場	144件	23.1%	22件	17.1%	15.3%
上下水道設備・ガス供給施設	29件	4.6%	件		0%
石像・記念碑・看板・広告塔	25件	4.0%	5件	3.9%	20.0%
子ども広場	13件	2.1%	6件	4.7%	46.2%
ごみ集積所	36件	5.8%	18件	14.0%	50.0%
活動用具・備品等の保管	22件	3.5%	件		0%
団体・クラブ等の活動場	60件	9.6%	43件	33.3%	71.7%
学童保育関連施設	11件	1.8%	10件	7.8%	90.9%
会議室・展示室	7件	1.1%	件		0%
公共基準点等	20件	3.2%	件		0%
工事等に伴う敷地の利用	5件	0.8%	1件	0.8%	20.0%
防災井戸、防火水槽	11件	1.8%	件		0%
照明灯、防犯外灯	25件	4.0%	3件	2.3%	12.0%
その他	18件	2.9%	5件	3.9%	27.8%
合計	624件	100%	129件	100%	20.7%

第4 監査の結果

行政財産の目的外使用許可について、使用許可の事務手続き、使用料の算定や徴収、減免の取扱いなどについて適正に行われているかを主眼に監査を実施した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、是正、改善等の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

【指摘事項】

1 目的外使用許可手続きは適正か

今回監査対象にした129件において、使用許可に関する決裁文書については、概ね適正に処理されていたが、以下のとおり是正すべきものが見受けられた。

(1) 事務手続きについて

ア 行政財産使用許可申請書の申請日及び使用許可日が使用許可期間の開始日と同日であった。平成21年1月19日付け税務理財部長通知に基づき審査検討及び事務処理のための期間を確保するため、遅くとも使用許可期間の開始日の概ね7日から30日前までに申請を行わせること。

【人権・同和政策課】

イ 行政財産使用許可申請書の申請日が従前の許可条件として付されていた更新申請する期日(使用を許可された期間の満了1箇月前まで)を過ぎていた。期日前までに申請書を提出させること。

【商業勤労課】【市営住宅課】

ウ 四日市市公有財産規則第6条に規定されている使用許可の信用調査を行っていなかった。規則に基づき、使用しようとする者の資力、信用、技能等を十分調査すること。

【人権・同和政策課】

エ 同一の土地で複数使用許可を行い、使用許可期間が重複していた。重複して使用許可を行うことがないように十分確認すること。

【市営住宅課】

オ 上下水道局発注の工事に伴う工事業者に対する使用許可のため、上下水道局下水建設課からの副申が添付されていたが、記載内容が行政財産使用許可書と異なっていた。不備のない文書の提出を求め、受領時には十分確認すること。

【市営住宅課】

(2) 行政財産使用許可について

ア 行政財産使用許可申請書の使用目的が正しく記入されていなかった。不備のない申請書の提出を求め、受領時には十分確認すること。

【市営住宅課】

イ 行政財産使用許可申請書において、砂消しで字句訂正されていた。不備のない申請書の提出を求め、受領時には十分確認すること。

【市営住宅課】

ウ 行政財産使用許可書に「関係法令の遵守」の条文が入っていなかった。平成23年7月5日付け管財課長通知に基づき使用の許可を受けた者に対しても使用の許可を受けた物件を使用して行う業務に関する関連法の遵守と許認可等の取得の責務を定めた条文を追加すること。

【人権・同和政策課】【楠総合支所】【商業勤労課】

エ 建物の使用について、土地として使用許可していた。使用許可物件について、十分調査し適正に使用許可手続きを行うこと。 【市営住宅課】

オ 泊ヶ丘市営住宅に設置されていたゴミ集積場は目的外使用許可の手続きが行われていなかった。速やかに排除するよう指導をすること。ただし、四日市市公有財産規則第5条及び第6条に基づき、使用許可に支障がないと判断される場合には、同規則第8条に基づき、速やかに行政財産使用許可申請書の提出を求め、使用許可を行うこと。 【市営住宅課】

2 目的外使用料の算定及び徴収は適正か

今回監査対象にした129件において、使用料を徴収しているものは18件、免除しているものは111件であり、以下のとおり是正すべきものが見受けられた。

(1) 使用料の算定について

ア 使用料に消費税及び地方消費税が課されていなかった。消費税法第6条及び消費税法施行令第8条に基づき消費税及び地方消費税を課すこと。 【楠総合支所】【上下水道局総務課】

イ 使用料の算定に用いる土地評価証明書について、使用許可日より後の日付の証明書が添付されていた。証明書については使用許可決裁の起案前に入手し添付すること。 【市営住宅課】

(2) 使用料の徴収について

ア 使用料の納入日が納期限を過ぎていた。納入状況について十分確認をするとともに納期限までに納入されていない場合は催促等を行うこと。 【市営住宅課】

イ 使用許可書に記載されている使用料と調定額に齟齬があった。不備のない適切な事務処理を行うこと。 【教育施設課】

3 使用状況の実査を行っているか。また、その記録を文書にして残しているか

今回監査対象にした129件において、使用状況の実査を行っているものは40件で、そのうち記録を文書にして残しているものは0件であり、以下のとおり是正すべきものが見受けられた。

(1) 使用状況の実査について

新規の使用許可以外のものについて、使用状況の実査を行われていなかった。許可内容と実際の使用状況と相違していないかなど、使用状況の実査を行い、記録を文書にして残すこと。

【市営住宅課】

(2) 実査の記録について

実査は行われていたが、記録が文書にして残されていなかった。文書にして残すこと。

【人権・同和政策課】【楠総合支所】【商業勤労課】【生活環境課】【道路整備課】【教育施設課】

【上下水道局総務課】

なお、監査の着眼点(1ページを参照)のうち、目的外使用料の減免の手続きは適正か、行政財産本来の目的を妨げていないか、許可内容と実際の使用状況と相違していないかについては、是正すべき事項はなかった。

【意見】

【教育施設課】

(1) 学童保育所の設置に係る学校施設利用機会について

本市の学童保育所は民設民営で運営されているが、平成24年度は市内で39箇所の学童保育所が運営されており、そのうち9箇所については学校施設の一部を使用許可されて運営されている。学校施設を使用許可されている場合のほうが民間施設を賃借している場合に比べて運営コストが低くなっていると思われるため、その他の学童保育所との公平性が失われている可能性がある。市民への利用機会の均等性、公平性を確保するため、学童保育所の設置募集に際しては学校施設の使用機会や使用料について、こども未来部と協働して、十分に広報すること。

【改善事項】

(2) 使用許可について

ア 行政財産を使用させることができる範囲の基準は公有財産規則第5条に規定されているが、その第5号として、市の行政上適当と認められる場合とある。学童保育については第5号に該当するというで使用許可されているが、基準があいまいである。ガイドラインを作成し外部にも説明できるようにすること。

【改善事項】

イ 学童保育事業の主管はこども未来部であるが、学童保育関連の使用許可、貸付の窓口については教育委員会など複数に分かれている。窓口によって対応が変わることがないように、関係部署と十分協議すること。

また、窓口での対応は課や担当者のみで判断をせず、複数で対応するとともに上位職による牽制を働かせること。

【要望事項】

ウ 学童保育所においては、スタッフや児童送迎用に自動車を使用し、共用の来客者用駐車場に駐車している場合が多くある。児童を始めとする安全面に十分配慮するとともに、駐車場部分については、使用許可がなされていないことを踏まえて、適切な管理のあり方について検討すること。

【要望事項】

(3) 使用状況の実査について

使用許可物件の使用状況について、年1回以上は物や員数の確認及び財産の状況、稼働状況、管理状況も含めて実査し、記録を文書にして残すこと。

【改善事項】

(4) 光熱水費等について

学童保育所における水道使用料については内部東小学校を基準とし、それに準じた金額で算定しているところがあった。疑義を招かないよう算定根拠を明らかにしておくこと。

【要望事項】

【市営住宅課】

(1) 使用許可について

ア 各種団体から使用許可申請が提出されることから関係部署と十分協議を行うとともに、窓口での対応は課や担当者のみで判断をせず、複数で対応するとともに上位職による牽制を働かせること。

【要望事項】

イ 赤堀市営住宅において、地域活動に係る駐車場として使用許可しているが、現地監査では、個人に貸していると思われるような状況であった。市営住宅区域内だけでなく地域や近隣駐車場との公平性について検討し改善すること。 【改善事項】

ウ 泊ヶ丘や高花平など市営住宅のある地域では、敷地や住宅が空いてくると自治会に対して花壇、菜園、子供広場や集会所などの使用目的で使用許可をしている。他の自治会との公平性を欠く可能性があるため、使用許可にあたっては基準を作成するなど、自治会間の公平性に留意し改善を図ること。 【改善事項】

(2) 使用状況の実査について

使用許可物件の使用状況について、年1回以上は物や員数の確認及び財産の状況、稼働状況、管理状況も含めて実査し、記録を文書にして残すこと。 【改善事項】

(3) 未利用財産の活用について

取り壊した市営住宅の跡地を目的外使用許可として使用させているものもあるが、未利用財産の効率的な活用方法について検討すること。

また、目的外使用許可が可能な施設や土地については、公平性の観点から市民全体に広報すること。 【要望事項】

【まとめ】

今回、「行政財産の目的外使用許可について」をテーマに監査を行ったところ、以上のとおり改善等を要する事項が認められた。

本市における財産管理事務については財政経営部管財課において統括的な管理が行われており、平成21年1月19日付け管財第85号により「事務の適正な運用について」通知され、それ以降においても各所管所属の事務に対する指導が行われてきたが、改善等を要する事項がみられた。各所管所属は管財課とも連携を図り関係例規等の再確認と、これに準拠した適切な事務処理を行うとともに今後一層、行政財産の適正かつ効率的な管理の徹底を図りたい。